前照灯の検査について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 指定工場における前照灯検査の取扱いについて

四国運輸局

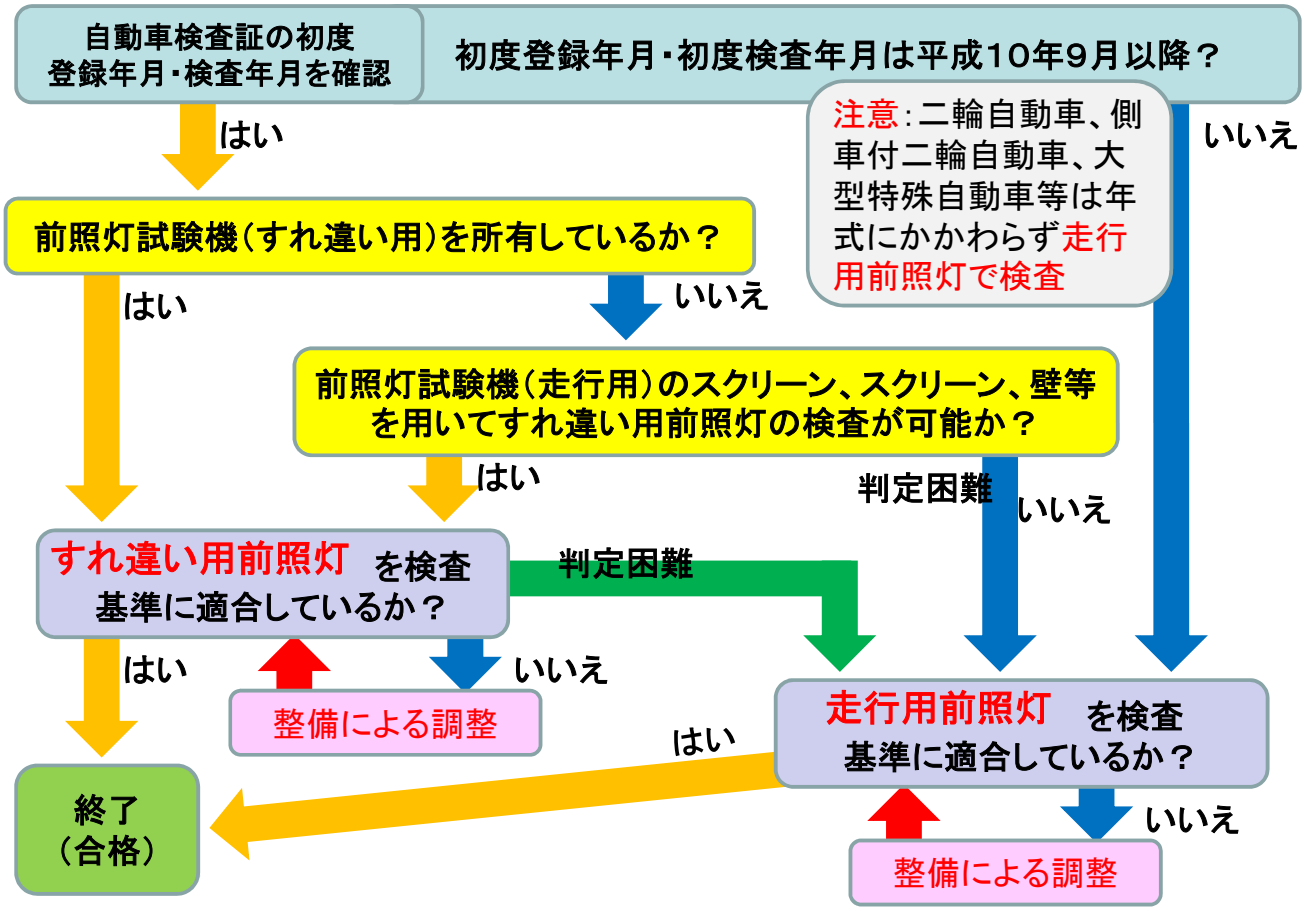

● 前照灯の基準について

☆ 平成10年8月31日以前製作車及び平成10年9月1日以降製作の二輪自動車等

走行用前照灯により検査を実施します。

（1） 計測の条件

① 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態

② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、①の状態に対応するように当該装置の操作装置を調整した状態

③ 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態

④ 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態

⑤ 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

（2）計測値の判定

① 自動車（②の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100㎜上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a 四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1灯につき15，000cd

b 四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1灯につき12，000cd。ただし、12，000cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15，000cdであってもよい。

c 四灯式のものにあっては、主走行ビームの光度が1灯につき12，000cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が15，000cd

四国運輸局

● 前照灯の基準について

② 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100㎜上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき10，000cd以上であること。

③ 走行用前照灯の最高光度の合計は、430，000cdを超えないこと。

④ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。）にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、①により自動車を計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270㎜の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

● 参考図（走行用前照灯）

四国運輸局

（参考図）走行用前照灯の判定値（前方10mの位置における最高光度点の位置）

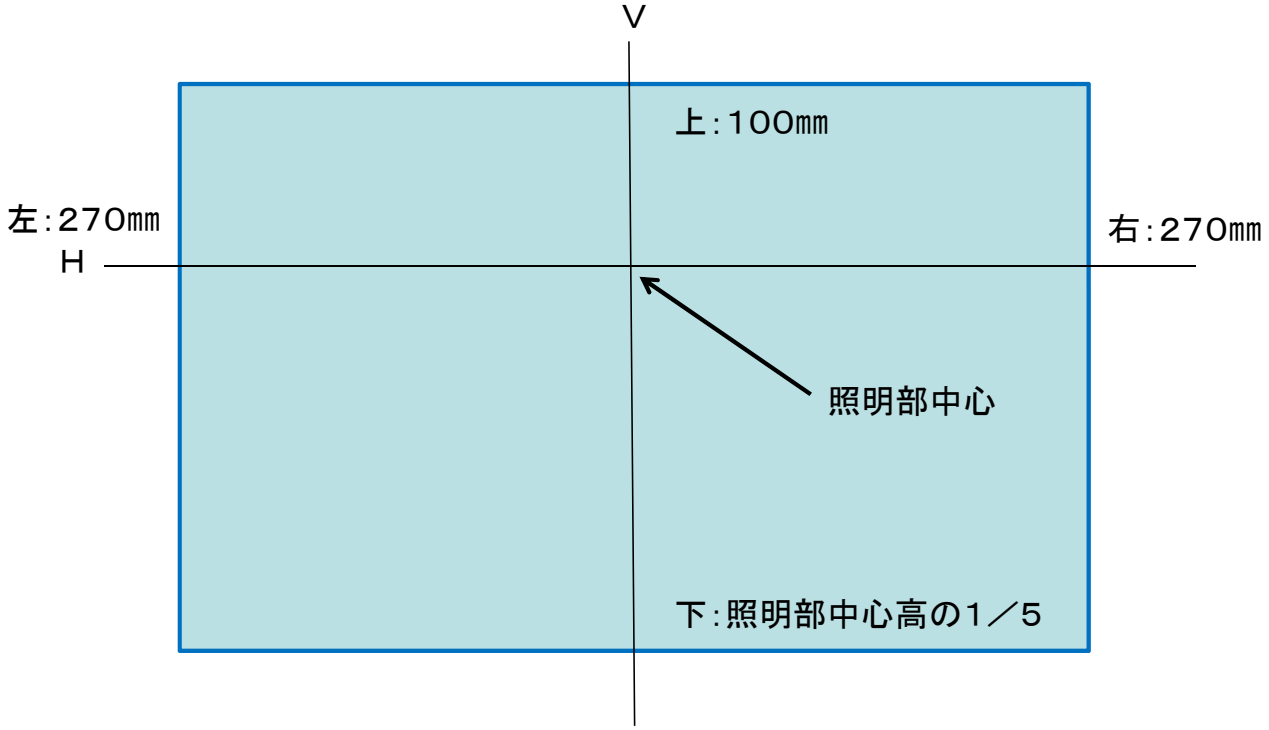

● 前照灯の基準について

四国運輸局

☆ 平成10年9月1日以降製作車（二輪車等を除く）

原則として、すれ違い用前照灯により検査を実施します。

1．前照灯試験機（すれ違い用）により検査を行う場合

（1） 計測の条件

① 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態

② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、①の状態に対応するように当該装置の操作装置を調整した状態

③ 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態

④ 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯を正対させた状態

⑤ 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

（2）計測値の判定

① カットオフ（すれ違い状態の照射方向を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有するすれ違い用前照灯の場合

a エルボー点（カットオフ上における当該すれ違い用ビーム（すれ違い状態における照射光線をいう。以下同じ。）の照射部分の中心及びその近傍にある最大の屈曲点をいう。以下同じ。）は、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方0．11°の平面及び下方0．86°の平面（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0．41°の平面及び下方1．16°の平面）並びに車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ1．55°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方20mmの直線及び下方150mmの直線（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方70mmの直線及び下方200mmの直線）並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右に270mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

● 前照灯の基準について

b すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方0．6°（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、0．9°）の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に1．3°の鉛直面が交わる位置、又は、前方10mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方110mm（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、160mm）の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に230mmの直線の交わる位置における光度が、1灯につき6，400cd以上であること。

② カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合

a 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。

b 最高光度点における光度は、1灯につき、6，400cd以上であること。

● 参考図（すれ違い用前照灯）

（参考図）カットオフを有するすれ違い用前照灯の判定値
（前方10mの位置におけるエルボー点の位置）

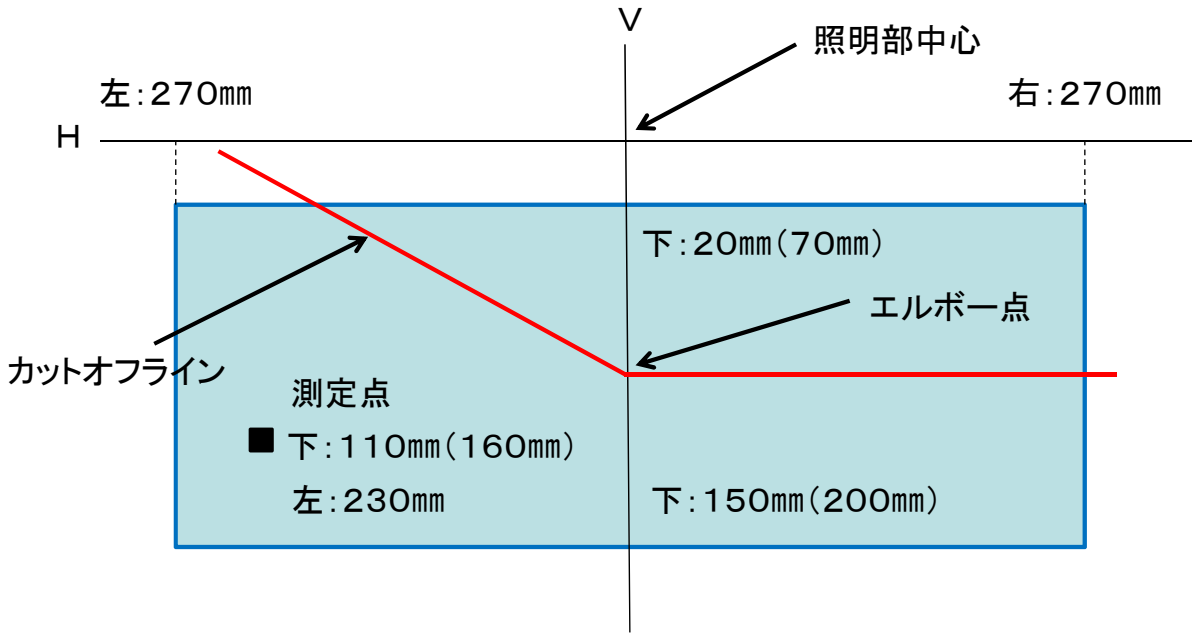

注 ： （ ）内は照明部の中心の高さが1m超の場合
参考： カットオフラインの標準位置は下100mm

● 前照灯の基準について

2. 前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合

（1） カットオフを有するすれ違い用前照灯の場合

① すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に付属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボー点が規定の範囲内にあることを目視により確認できること。

② 規定の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、6，400cd以上であること。

（2） カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合

① 最高光度点が規定の位置にあること。

② 最高光度点における光度は、1灯につき、6，400cd以上であること。

● 参考図（すれ違い用前照灯）

（参考図）スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例

カットオフを有するもの

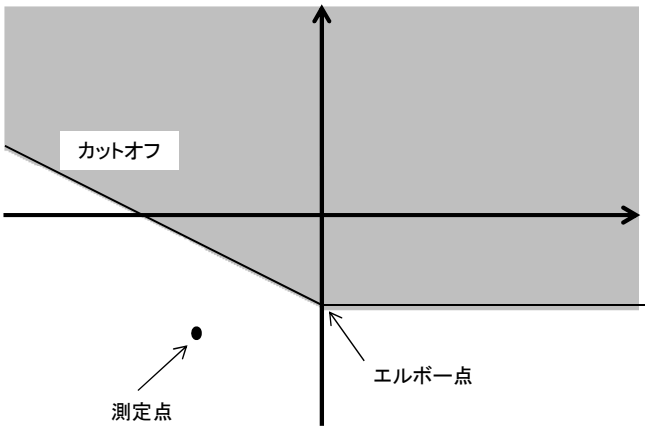

カットオフを有していないもの

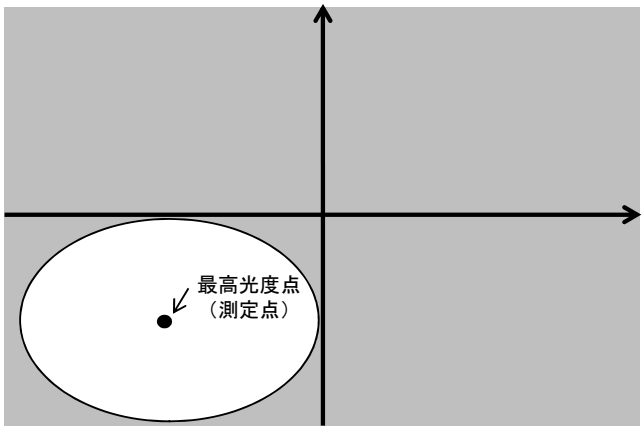

指定整備記録簿の記載方法

走行用前照灯を前照灯試験機（走行用）で検査した場合

前照灯		
	右	左
取付高さ	58 cm	58 cm
光軸	~~下~~ 上 5 cm	下 10 cm
	左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度	主×100 160 cd	主×100 160 cd
	副×100 cd	副×100 cd

（注）上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

（注）四灯式の前照灯で、主の光度のみで合格とした場合は、副は斜線又は空白等とする。
二灯式の前照灯にあっては、副は斜線等とする。

四国運輸局

指定整備記録簿の記載方法

すれ違い用前照灯を前照灯試験機（すれ違い用）で検査した場合（カットオフ有り）

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 10 cm	下 10 cm
	左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 90 cd	副×100 100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」と記入する。

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。

（注）主は斜線又は空白等とする。

指定整備記録簿の記載方法

すれ違い用前照灯を前照灯試験機（走行用）に備えられたスクリーン等で目視により検査した場合（カットオフ有り）

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 スクリーン 10 cm	下 10 cm
	左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 90 cd	副×100 100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」と記入する。

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。
「光軸」欄に「スクリーン」と記入する。

（注）主は斜線又は空白等とする。

四国運輸局

指定整備記録簿の記載方法

すれ違い用前照灯を前照灯試験機（すれ違い用）又は前照灯試験機（走行用）に備えられたスクリーン等で検査した場合（カットオフ無し）

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフ無し 58 cm	58 cm
光軸	下 10 cm	下 10 cm
	左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 90 cd	副×100 100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」と記入する。
「取付高さ」の欄に「カットオフ無し」と記入する。

（注）「光軸」は「最高光度点の位置」を記入する。

（注）主は斜線又は空白等とする。

FAQ

Q1. オートバイの検査はすれ違い用でも良いですか？

二輪自動車、側車付二輪自動車、運輸局長の指定する自動車、大型特殊自動車及び、農耕用小型特殊自動車の前照灯の検査については、審査事務規程では走行用前照灯の判定基準しかありませんので、すれ違い用前照灯でテスタによる検査を行うことができません。
したがって、指定工場で検査を行う際には、走行用前照灯での検査を行ってください。

Q2. 軽自動車の自動車検査証に初度検査年「平成10年」の記載がありますが、すれ違い用前照灯での検査が必要かどうかの判断はどうすれば良いですか？

平成17年以前の軽自動車の自動車検査証は、初度検査年のみの表記となっています。そのため、排気ガス記号が二桁（GD、GF以降）となっている、平成10年10月からの新規格軽自動車から、すれ違い用前照灯検査の対象とします。

四国運輸局

FAQ

Q3. 判定困難な場合とはどんな場合ですか？

LED光源を持つ特殊な前照灯等で、テスタによって正確に測定ができないものを検査する場合や走行用前照灯試験機でテスタの位置を光度測定点に調整を行ったときに正確に測定できない場合をいいます。
それ以外にも、カットオフラインはあるけれども、テスタでははっきりと確認できないような場合も含まれます。
カットオフラインが規定値内に無い等ただ単に前照灯の調整ができていないような場合は含まれません。

参考(走行用前照灯)

製作年月日	色	個数	光度	光軸	その他
～S35. 9. 30	白色又は淡黄色	1個、 2個又は4個	10，000cd 以上	上下 上：100㎜ 以内 下：前照灯 中心高さの 10分の3 以内 左右 左右：270㎜ 以内	
S35. 10. 1 ～ S38. 10. 14	〃	〃	四灯式以外 15，000cd 以上 四灯式 12，000cd 以上（ただし、12，000cdに満たない場合は同時に点灯する前照灯との和が15，000cd以上）	上下 上：100㎜ 以内 下：前照灯 中心高さの 5分の1 以内 左右 左右：270㎜ 以内	
S38. 10. 15 ～ S44. 3. 31	〃	〃	〃	〃	

四国運輸局

参考(走行用前照灯)

製作年月日	色	個数	光度	光軸	その他
S44. 4. 1 ～ H17. 12. 31	白色又は淡黄色	1個、 2個又は4個	四灯式以外 15，000cd 以上 四灯式 12，000cd 以上（ただし、12，000cdに満たない場合は同時に点灯する前照灯との和が15，000cd以上）	上下 上：100㎜ 以内 下：前照灯 中心高さの 5分の1 以内 左右 左右：270㎜ 以内	H10. 4. 1～ 二輪自動車及び側車付二輪自動車は、原動機が作動している場合に走行用又はすれ違い用前照灯が点灯している構造であること。
H18. 1. 1～	白色	〃	〃	〃	・点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ・二輪自動車及び側車付二輪自動車は、原動機が作動している場合に走行用又はすれ違い用前照灯が点灯している構造であること。

● 参考(すれ違い用前照灯)

四国運輸局

製作年月日	色	個数	光度	光軸	その他
～S35. 9. 30	白色又は淡黄色	2個 二輪自動車等は1個又は2個		主光軸が、前方25mにおける地面からの高さが1．2mを超えないこと。	・右側通行用の配光でないこと。
S35. 10. 1 ～ S44. 3. 31	〃	〃			・右側通行用の配光でないこと。 ・照明部の中心の高さが地上1．2m以下であること。
S44. 4. 1 ～ S48. 11. 30	〃	〃			〃
S48. 12. 1 ～ H10. 8. 31	〃	〃			・右側通行用の配光でないこと。 ・照明部の中心の高さが地上1．2m以下であること。 ・照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内であること。

● 参考(すれ違い用前照灯)

四国運輸局

製作年月日	色	個数	光度	光軸	その他
H10. 9. 1 ～ H17. 12. 31	白色又は淡黄色	2個 二輪自動車等は1個又は2個	照明部の中心から下方11cm、かつ、左方23cmの位置における光度が、6，400cd以上 （照明部の中心高さが1mを超える自動車は、下方16cm、かつ、左方23cmの位置）	エルボー点の位置が、照明部の中心から下方20mmから下方150mm、かつ、左右270mmの範囲内にあること。 （照明部の中心高さが1mを超える自動車は、下方70mmから下方200mm。左右は同じ。）	・右側通行用の配光でないこと。 ・照明部の中心の高さが地上1．2m以下であること。 ・照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内であること。
H18. 1. 1～	白色	〃	〃	〃	・右側通行用の配光でないこと。 ・照明部の上縁の高さが地上1．2m以下、下縁の高さが地上0．5m以上であること。（二輪自動車等は中心高さが地上1．2m以下） ・照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内であること。

オパシメータによる検査

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局　Shikoku Transport & Tourism Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● オパシメータ検査対象車の見分け方

四国運輸局

★　自動車検査証を見て次のいずれかに該当する場合は、オパシメータによる検査が必要です。

自　動　車　検　査　証　　平成23年4月1日　運輸支局長

自動車登録番号又は車				車体の形状		
			業用	バン		
			量	車両重量	車両総重量	
			2350kg	5530kg	7990kg	
		高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
OOAB11−0000001		354cm	2570kg	—— kg	—— kg	2960kg

型式	原動機の型式	型式指定番号	類別区分番号
MCD−OOOAB11	A08A	18212	0002

所有者の氏名又は名称	運自動車(株)
所有者の住所	北町
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊
有効期間の満了する日	平成25年3月31日　年　月　日

【備考】
使用車種規制（NOx ・ PM）適合。
平成13年騒音規制車，近接排気騒音規制値 ９９ｄＢ
【その他検査事項】（９２０）燃料タンク 2個 100L 200L
オパシメータ測定

ここに注目！

排出ガス記号（型式の前にある記号）が3桁の軽油を燃料とする自動車で、1桁目がL、F、M、R、Q、S又はTとなっている自動車（平成27年6月現在）

ここに注目！

自動車検査証に記載されている型式指定番号が、「16000」番以降の軽油を燃料とする自動車（特殊自動車を除く。）

ここに注目！

自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されている自動車

オパシメータ検査の方法

◆ 排出ガスの光吸収係数の測定

① 測定を行う前に、オパシメータを十分に暖機し、プローブ内に滞留した黒煙等の掃気を行い、校正を行います。
② 測定を行う自動車も、十分に暖機し、変速機の位置を中立、原動機を無負荷の状態にしておきます。
③ 自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入し、自動車を次の条件で運転します。なお、プローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入することが困難なときは、外気の混入を防止する措置を講じます。

調整運転： 無負荷運転（アイドリング運転）を5～6秒行います。

測定 ①:

- アクセル・ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、アクセル・ペダルを放します。
- アクセル・ペダルを踏み込み始めた時から5秒間測定を行い、その間の光吸収係数の最大値を測定します。
- 測定値が、別表1の閾値（しきいち）以下であれば、その値を指定整備記録簿に記載します。（基準適合。検査終了）

測定 ②:

- 1回目の測定値が別表1の閾値を超えた場合には、4～10秒の間隔をおいて、2回目の測定を行います。
- 2回目の測定値が別表1の閾値以下であれば、その値を指定整備記録簿に記載します。（基準適合。検査終了）

測定 ③:

- 2回目の測定値が別表1の閾値を超えた場合には、4～10秒の間隔をおいて、3回目の測定を行い、3回の測定の平均値が規制値以下であれば、その値を指定整備記録簿に記載します。（基準適合。検査終了）

閾値（しきいち）とは？

本来3回測定の平均値により合否を判定するところを、1回目又は2回目の測定値により合格とすることができる値です。
オパシメータ検査では、1回目又は2回目の測定値が閾値以下であれば、その時点で基準に適合するとみなします。

四国運輸局

オパシメータ検査の方法

オパシメータによる検査の方法（参考図）

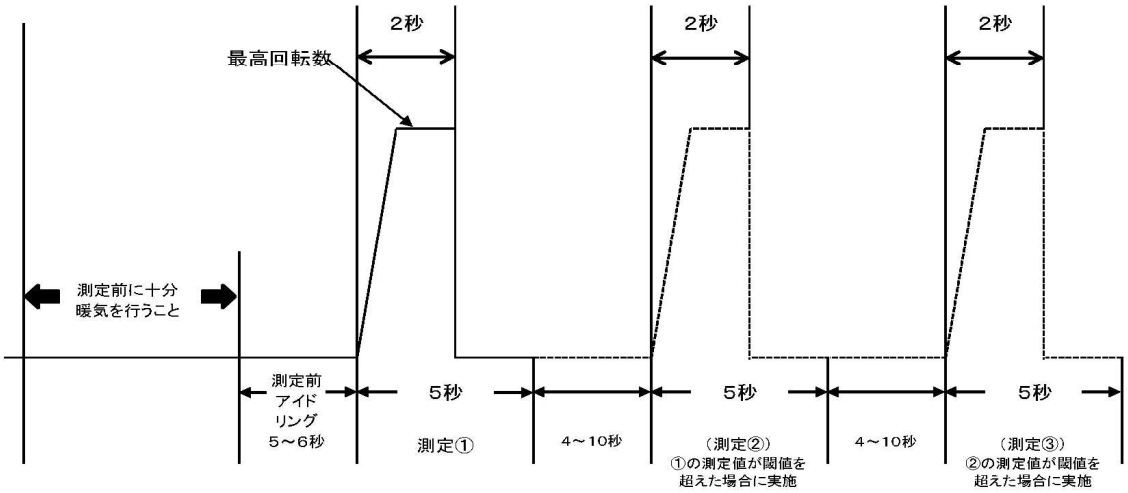

オパシメータ検査の判定方法

◆ オパシメータ検査の判定について

例：規制値0．80 m^{-1} のディーゼル車をオパシメータにより検査する場合

（1）1回目又は2回目で合格判定ができる場合（閾値による合格判定）

1回目又は2回目の測定においては、表示された値の小数点以下第3位を四捨五入した値が閾値以下であれば、その時点で合格となります。

例1：	1回目測定値 0．644	四捨五入	0．64 ≦ 0．64（閾値）	○	基準適合（検査終了）
例2：	1回目測定値 0．681	四捨五入	0．68 ＞ 0．64（閾値）	？	閾値超過（検査続行）
	2回目測定値 0．633	四捨五入	0．63 ≦ 0．64（閾値）	○	基準適合（検査終了）

四国運輸局

オパシメータ検査の判定方法

（2）1回目及び2回目において合格判定ができない場合（3回測定平均値による合否判定）

1回目、2回目ともに閾値を超えた場合には、3回目を測定し、3回の測定の平均値により合否判定を行います。
平均値は、各表示値（小数点以下第3位）を使用して計算し、その結果について小数点以下第3位を四捨五入した値が規制値以下であれば、合格となります。
（3回目の測定は、閾値による合格判定ができません。）

例3：	1回目測定値 0．841	四捨五入	0．84 ＞ 0．64（閾値）	？	閾値超過（検査続行）
	2回目測定値 0．823	四捨五入	0．82 ＞ 0．64（閾値）	？	閾値超過（検査続行）
	3回目測定値 0．630				

（3回平均）＝（0．841＋0．823＋0．630）÷3＝0．7646・・ 四捨五入 0．76

0．76 ≦ 0．80（規制値） ○ 基準適合（検査終了）

3回目を測定した場合は必ず3回の平均値を規制値に照らして合否を判定してください。

● オパシメータ検査の規制値・閾値一覧

自動車の種類・規制値別の閾値一覧（オパシ測定車）

別表1

オパシメータ測定車の検査	規　制　値 （m^{-1}）		閾　値 （しきいち） （m^{-1}）
ポスト新長期規制車（3桁の排気ガス記号の1桁目が L、F、M、R、Q、S、T ）	光吸収係数 0．50	➡	光吸収係数 0．40
その他のオパシメータ測定車	光吸収係数 0．80	➡	光吸収係数 0．64

自動車の種類・規制値別の閾値一覧（黒煙測定車）

別表2

黒煙測定車をオパシメータにより検査	スクリーニング値 （m^{-1}）		閾　値 （しきいち） （m^{-1}）
黒煙25%規制車	光吸収係数 0．80	➡	光吸収係数 0．64
（黒煙30%規制車（特殊自動車のみ））	光吸収係数 1．01	➡	光吸収係数 0．80
（黒煙35%規制車（特殊自動車のみ））	光吸収係数 1．27	➡	光吸収係数 1．01
黒煙40%規制車	光吸収係数 1．62	➡	光吸収係数 1．29
黒煙50%規制車	光吸収係数 2．76	➡	光吸収係数 2．20

● 黒煙測定車のオパシメータによる検査

黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査を行いますが、オパシメータにより検査を行うことも認められています。黒煙測定器では3回の測定値の平均値により基準への適合性を判断しますが、オパシメータではスクリーニング検査とすることができます。

黒煙25%規制車

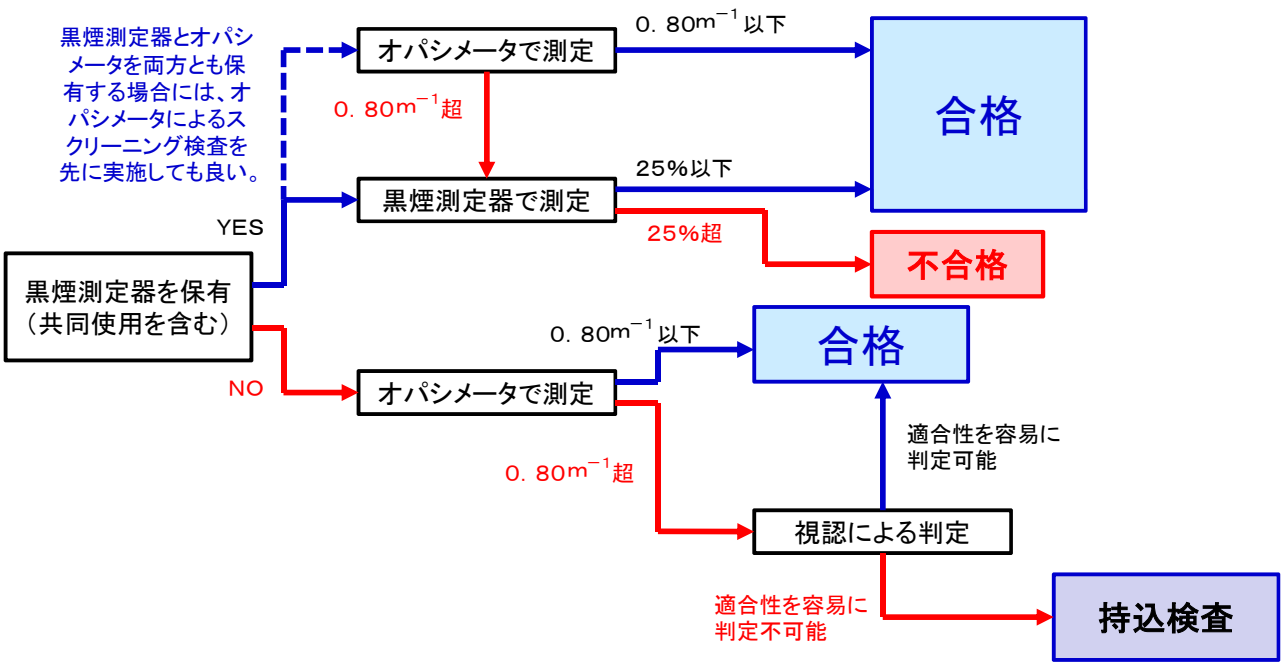

黒煙測定車のオパシメータによる検査

四国運輸局

黒煙40%、50%規制車

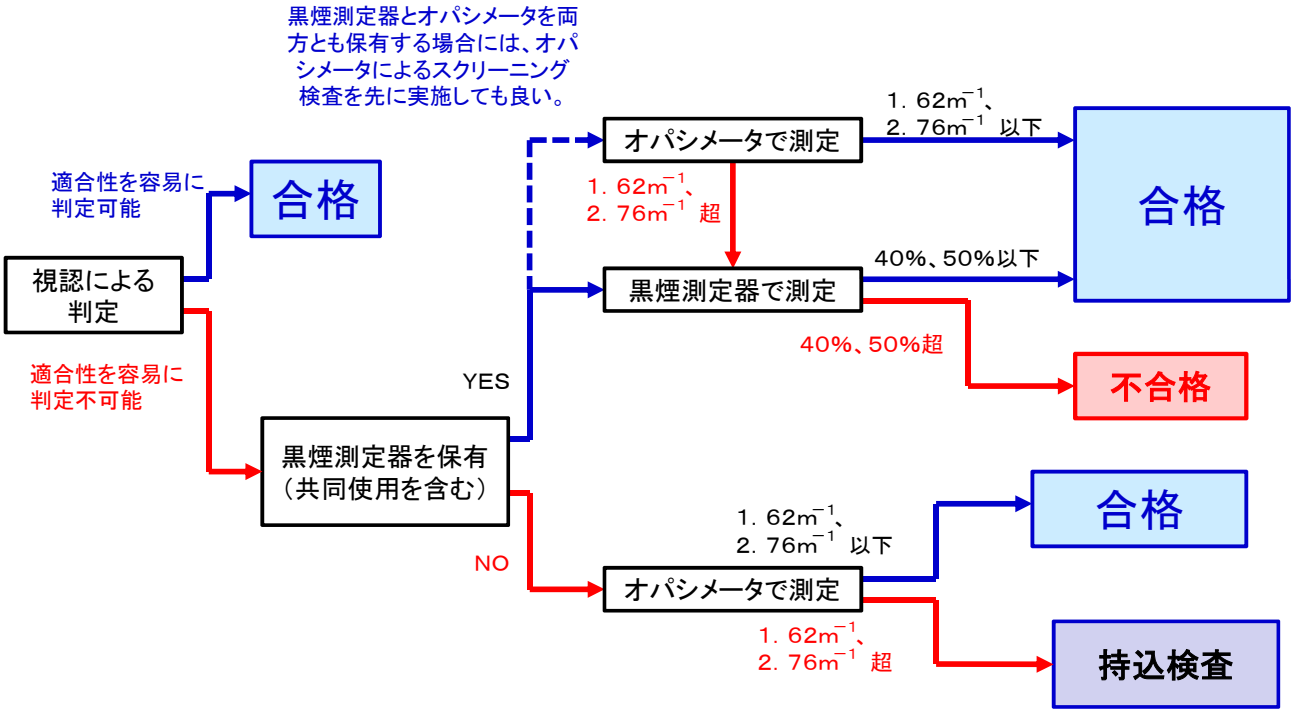

指定整備記録簿の記載方法

四国運輸局

オパシメータ測定車の場合 →

黒煙・粒子状物質	
視認 ・テスタ	
0．75	% m⁻¹

黒煙測定車の場合

黒煙測定器を用いて判断した場合 →

黒煙・粒子状物質	
視認 ・テスタ	
2 0	% m⁻¹

オパシメータを用いて判断した場合 →

黒煙・粒子状物質	
視認 ・テスタ	
0．75	% m⁻¹

● 指定整備記録簿の記載方法

四国運輸局

最初から視認により判断した場合
（40%、50%規制車に限る。）

黒煙・粒子状物質
視認 ・ テスタ
レ　　% m^{-1}

（注）「レ」の代わりに「適」でもよい

オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合
（25%規制車に限る。）

黒煙・粒子状物質
視認 ・ テスタ
レ　　%
0．85　　m^{-1}

（注1）「レ」の代わりに「適」でもよい
（注2）オパシメータによる測定値は備考欄に記載してもよい

● （参考）大型特殊自動車の黒煙・オパシ測定対象車

四国運輸局

自動車の種類・規制値別の閾値一覧（オパシ測定車）

オパシメータ測定車の検査	規　制　値 （m^{-1}）		閾　値 （しきいち） （m^{-1}）
YDM、YDN、YDP、YDR、YDS	光吸収係数　0．50	→	光吸収係数　0．40

自動車の種類・規制値別の閾値一覧（黒煙測定車）

黒煙測定車をオパシメータにより検査	スクリーニング値 （m^{-1}）		閾　値 （しきいち） （m^{-1}）
黒煙25%規制車（JDS、EDR、UDS、WDP、WDR、XDM、XDN）	光吸収係数　0．80	→	光吸収係数　0．64
黒煙30%規制車（KDP）	光吸収係数　1．01	→	光吸収係数　0．80
黒煙35%規制車（KDN）	光吸収係数　1．27	→	光吸収係数　1．01
黒煙40%規制車（EDM）	光吸収係数　1．62	→	光吸収係数　1．29

マフラーの騒音対策について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

マフラーの騒音対策について

四国運輸局

マフラーの騒音規制対策を強化!

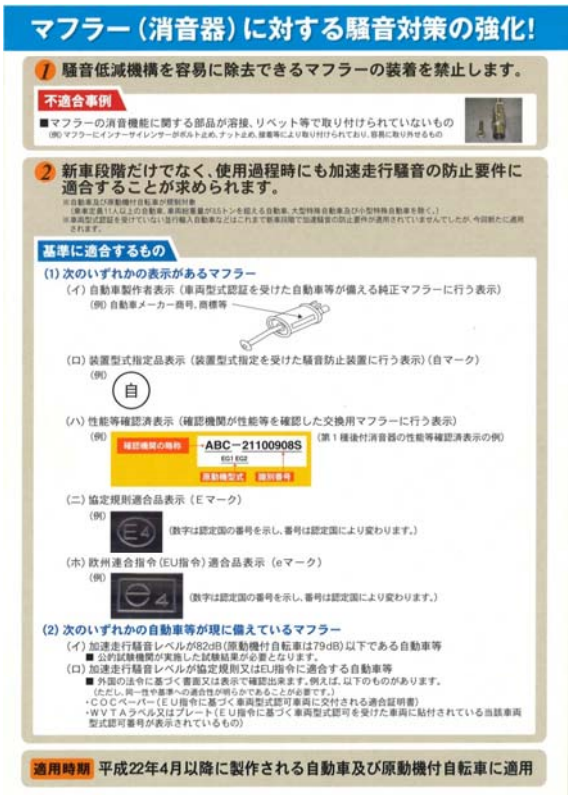

加速走行騒音の規制

四国運輸局

改正のポイント

使用過程車については、近接排気騒音規制に適合することが規定されていますが、**平成22年4月以降**に製作される自動車に対し、「騒音低減機構を容易に除去できる構造であるマフラー」は基準不適合であること、また、「マフラーが加速走行騒音を有効に防止するものであること」が新しく規定されました。

本規定は、新車段階だけでなく、使用過程時にも適合することが求められることから、※対象車両が**継続検査**で入庫した際には、**基準に適合していることの確認が必要**となります。

※対象車両

内燃機関を原動機とする自動車及び原動機付き自転車

（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3．5トンを超える自動車及び大型特殊及び小型特殊を除く）

自動車検査証への記載

四国運輸局

自動車ユーザーに、平成22年4月以降に製作された対象車両にはマフラー加速騒音規制が適用される自動車であることを周知するため、自動車検査証に次の通り記載しています。

初度登録年月が平成22年4月以降の自動車でも製作日が同年3月以前であればマフラー加速騒音規制は適用されませんので、その場合には自動車検査証の備考欄には記載されておりません。

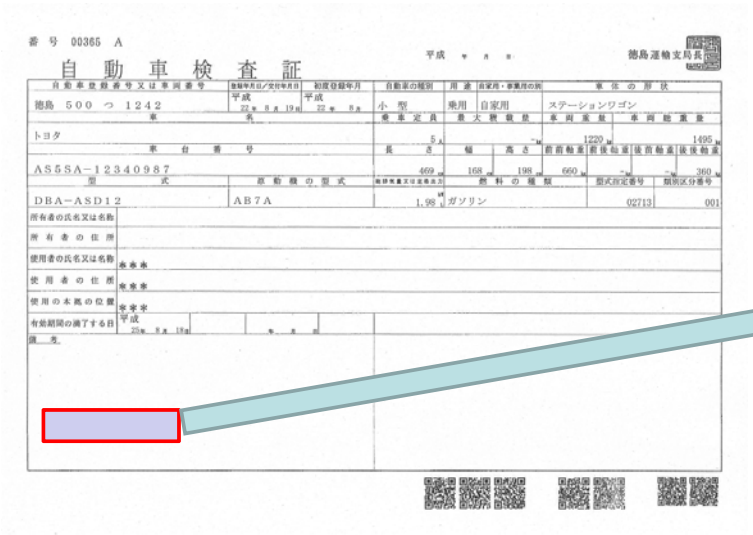

備　考

マフラー加速騒音規制適用車

加速走行騒音の測定方法

四国運輸局

【加速走行騒音試験法】

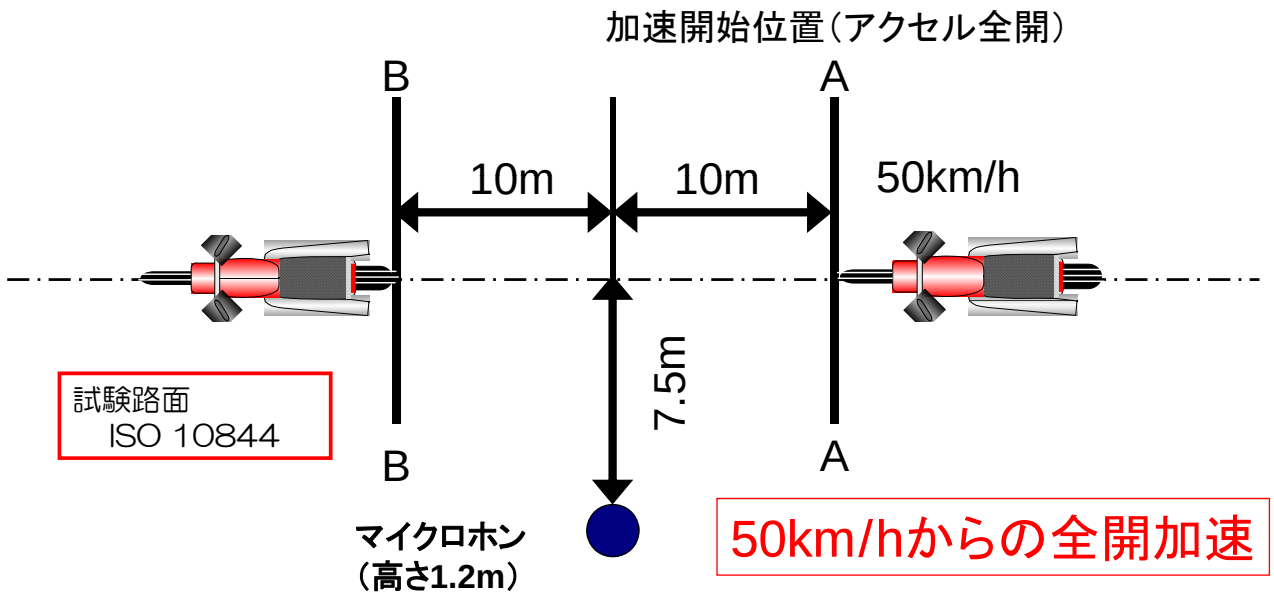

アクセル全開で騒音測定区間を走行する自動車の騒音の大きさを測定する。

消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例

四国運輸局

これまでは、「全部又は一部が取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」及び「破損又は腐食があるもの」を基準不適合としている。

加えて・・・

消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていない（例：ボルト止め、ナット止め、接着）消音器は適合しません。

ただし、騒音低減目的以外の目的として装着されている外部構造部品や排気騒音に影響のないものは恒久的方法により結合されていなくてもよいこととします。（図1、2において　　で示した部品）

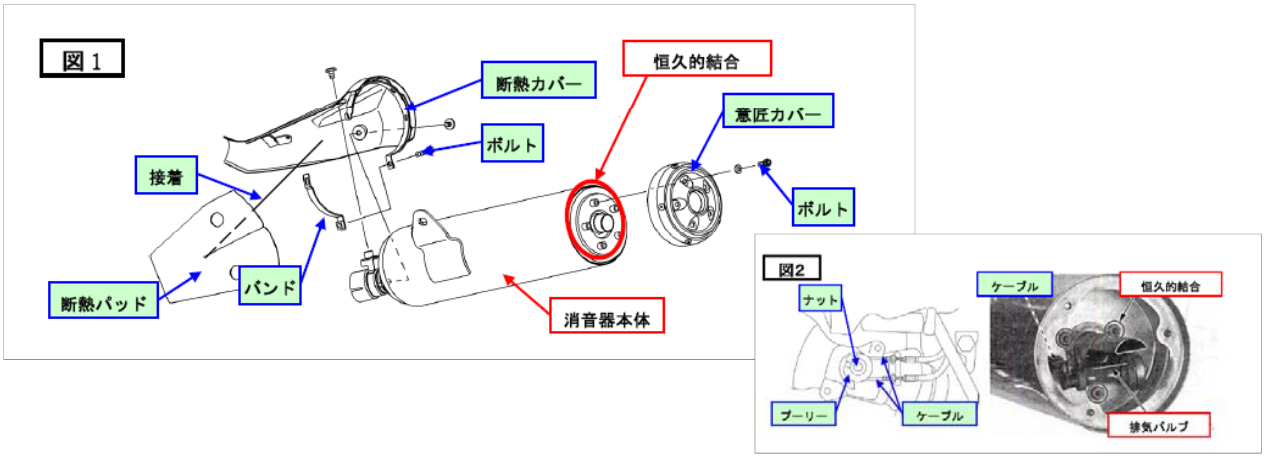

加速走行騒音が基準に適合するもの

以下の（1）、（2）に該当するマフラーは基準に適合するものとされます。

（1）次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）純正品表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）
複数の消音器が一つの部品として一体になっている場合は、いずれかの消音器に表示されていればよい。

トヨタ自動車株式会社

分　類	表示方法（※1）	表示内容（※2）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	
	刻印（打刻）	

マツダ株式会社

分類	表示方法（※1）	表示内容（※2）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	
	刻印（打刻）	

三菱自動車株式会社

分類	表示方法（※1）	表示内容（※2）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	

◆ 表示方法は「鋳だし」、「刻印（浮きだし）」、「刻印（打刻）」又は「金属プレートの固着」等
◆ 消音器と排気管が一体になっている外国車には、排気管に表示されているものもある

四国運輸局

加速走行騒音が基準に適合するもの

（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

例：自マーク

（ハ）性能等確認済表示（登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示）

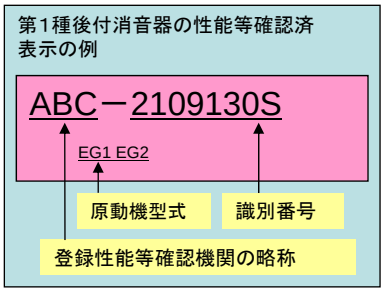

登録性能等確認機関とは・・・

（ア）一般財団法人日本自動車研究所
（イ）株式会社JQR
（ウ）公益財団法人日本自動車輸送技術協会
（エ）一般社団法人JMCA登録性能確認機関

加速走行騒音が基準に適合するもの（スポーツマフラー）

四国運輸局

（財団法人日本自動車研究所）
1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示
JARI 2 1 09 0001 S
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
EG1 EG1t・・・・
⑦

（株式会社 ＪＡＳＭＡ）
1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示
JQR 2 1 09 1001 S
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
EG1 EG1t・・・・
⑦

（財団法人日本自動車輸送技術協会）
1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示
JATA-2 1 10 0001 S
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
EG1 EG1t・・・・
⑦

（一般社団法人ＪＭＣＡ登録性能確認機関）
1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示
JMCA 2 1 09 001001 S
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
EG1 EG1t・・・・
⑦

１．第一種後付消音器の性能等確認済表示説

① 確認機関の英語略称（後付消音器に付される識別番号（１０桁の数字））
② 識別番号 1 桁目 消音器の個数
③ 識別番号 2 桁目 触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）
④ 識別番号 3・4 桁目 登録性能等確認を受けた年（西暦）の下2 桁
（例えば、西暦 2009 年は「09」）
⑤ 識別番号 5～7 桁目 後付消音器製作者番号
⑥ 識別番号 8～10 桁目 後付消音器識別番号（3 桁以上の数字）
※識別番号後のアルファベット「S」（加速走行騒音の値が、次の表に掲げる値を超えないとき）
⑦ 後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式

加速走行騒音が基準に適合するもの（補修用マフラー）

四国運輸局

純正品と同じ構造であり、同じ位置に備えられる消音器（いわゆる「補修用マフラー」）には『R』の文字が表示されており、検査時に確認する必要があります。

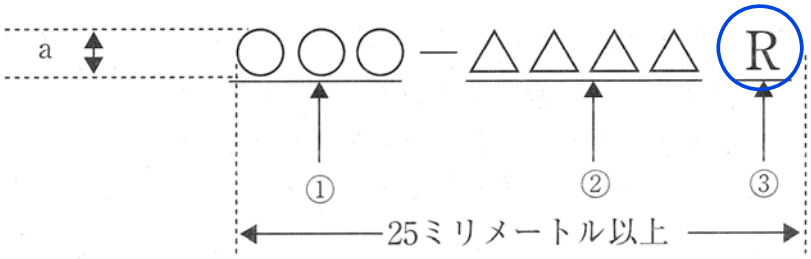

a：4ミリメートル以上

２．第二種後付消音器の性能等確認済表示

① 確認機関の英語略称
② 第二種後付消音器の製作者等の識別番号
③ アルファベット「R」

加速走行騒音が基準に適合するもの

（ニ）国連欧州経済委員会（UN規則）適合品表示（Eマーク）

表示例　〇の中の数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります。
〇の次の番号（例では41）は規則番号を表します。詳細は以下のとおり。

E4　41 R - 04 2439

規則番号

9	側車付二輪	59	二輪以外の後付け消音器
41	二輪車	92	二輪車の後付け消音器（側車付二輪含む）
51	四輪以上		

（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

表示例　数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります（1：ドイツ）

e1

（2）次のいずれかの自動車等が現にそなえているマフラー

（イ）公的試験機関が実施した試験結果（加速走行騒音試験結果成績表）がある自動車
この場合、現車と成績表の車名及び型式、原動機型式、消音器の個数及び成績表に添付されている消音器の外観写真を比較照合する必要があります。

（ロ）加速走行騒音レベルECE規則又はEU指令に適合する自動車等
COCペーパー、WVTAラベル、EU加盟国の自動車検査証等で確認する自動車もあります。

自動車損害賠償責任保険について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 自動車損害賠償責任保険について

四国運輸局

は じ め に

最近、窓口において、自動車損害賠償責任保険の保険期間が不足するため申請を却下することが増えております。
また、それにより指定自動車整備事業の行政処分を受ける事業者も増えております。
自動車損害賠償責任保険の保険期間の確認を確実に行ってください。

自動車損害賠償責任保険の保険期間

自動車損害賠償責任保険の保険期間の終了日は、午前12時までしか効力を有しません。ところが、自動車検査証の有効期間満了日は午後12時までとなっています。
したがって、自動車損害賠償責任保険の保険期間の終了日と自動車検査証の有効期間満了日が同日であれば、自動車損害賠償責任保険の保険期間が12時間不足することとなります。
そのため、通常は自動車検査証の有効期間満了日の翌日以上の期間、自動車損害賠償責任保険の契約がされています。

● 自動車損害賠償責任保険について

証明書番号 第[redacted]号　　平成 27年[redacted]月[redacted]日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ご注意
◎内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号	香川 3[redacted] ZVW40-[redacted]	自動車の種別	自家用乗用
保険期間	自 平成 27年 1月 20日　24 か月 至 平成 29年 1月 20日　午前12時	自動車の本拠の所在地	香川県
保険料	[redacted]		¥27,840
保険契約者住所	[redacted]	指定金融機関名	
保険契約者氏名	[redacted]	保険料収納済印	自動車損害賠償責任保険 収納済 [redacted] あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
異動事項			
管轄店名及び所在地	あいおいニッセイ同和損保（株） 本社　〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL：0120-395-101	扱者印	[redacted]

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス（http://www.aioinissaydowa.co.jp/）

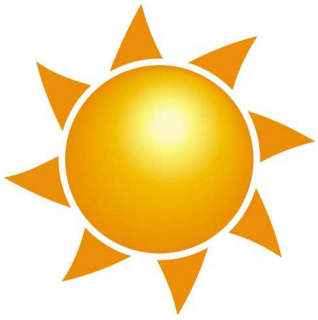

午前12時

四国運輸局

● 自動車損害賠償責任保険について

番号 [redacted]　　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日　　香川運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別 / 車体の形状
香川 [redacted]	平成 [redacted]日	平成 24年 1月	普通	乗用	自家用 / ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量 / 車両総重量
トヨタ [194]			7人		
車台番号			長さ	幅	高
ZVW40-[redacted]			461cm	177cm	
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料	
DAA-ZVW40W	2ZR-5JM		1.79L	ガソリン	

所有者の氏名又は名称 [redacted]
所有者の住所 [redacted]
使用者の氏名又は名称 ＊＊＊
使用者の住所 ＊＊＊
使用の本拠の位置
有効期間の満了する日 平成 29年 1月 19日
備考

［香川］，継続検査
自動車重量税額　￥７，５００　本則税率適用
［２４年度税制］平成２７年１月１３日　継続検査　５０％減税措置済み
平成３２年度燃費基準達成車
平成２７年度燃費基準２０％向上達成車
平成２２年度燃費基準２５％向上達成車
［走行距離計表示値］６０，６００ｋｍ（平成２７年１月１３日）
ハイブリッド車
平成１１年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９６ｄＢ
マフラー加速騒音規制適用車
［受検種別］指定整備車

［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場
以下余白

午後12時

裏面もご覧下さい。

[redacted]

国土交通省

● 自動車損害賠償責任保険について

四国運輸局

一般的な自動車損害賠償責任保険契約の例

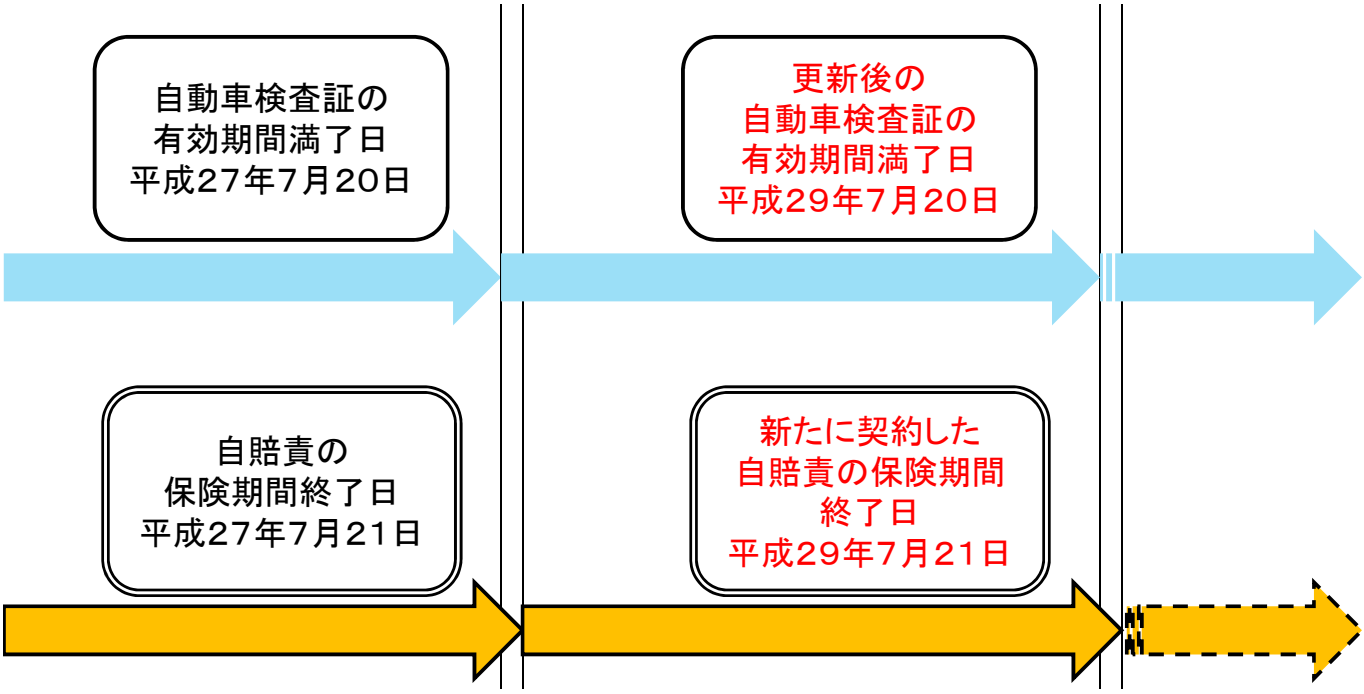

● 保安基準適合証と自賠責保険の関係

四国運輸局

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、検査の日から15日間となっています。その間であれば、いつでも保安基準適合証等の交付をすることができます。

継続検査においては、保安基準適合証等の交付の日から保安基準適合証等の有効期間終了日までの期間であれば、いつ自動車検査証の有効期間の更新手続きをしたとしても自動車損害賠償責任保険が自動車検査証の更新後の有効期間と重複していなければなりません。　※1

※1：一定の条件を満たせば、保安基準適合証等の有効期間終了日まで手続き可能でなくても良い場合があります。

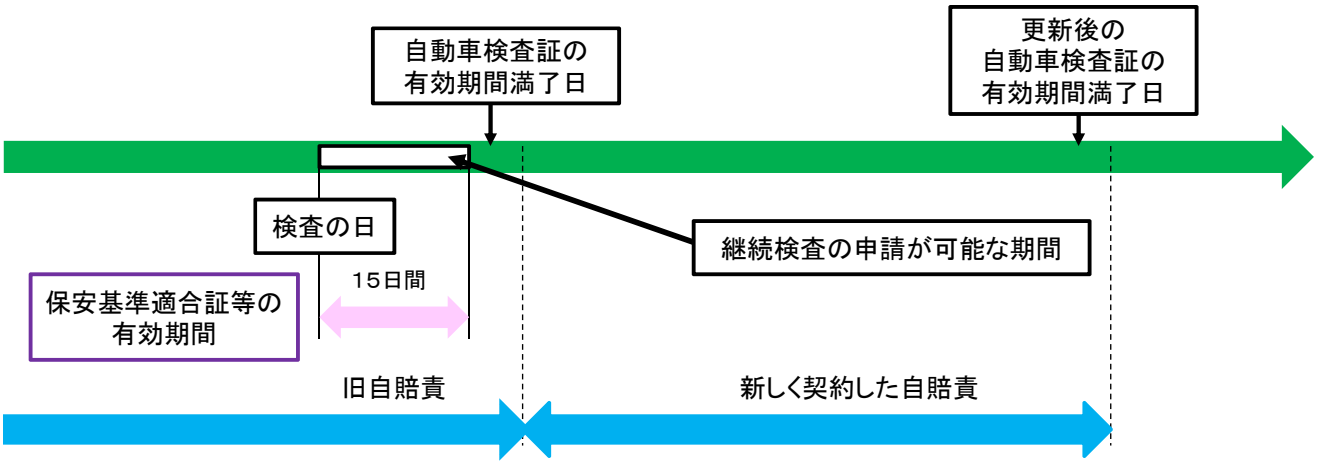

● 保安基準適合証と自賠責保険の関係（例外）

四国運輸局

前ページで説明したとおり、自動車損害賠償責任保険の保険期間は保安基準適合証の有効期間終了日までの期間であれば、いつ自動車検査証の有効期間の更新手続きをしたとしても自動車検査証の更新後の有効期間と重複できるものでなければなりません。

しかしながら、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担をかけないようにするため、次の場合には例外的に認められています。

（1） 旧保険証明書の保険期間が検査の日から15日未満であり、かつ、旧保険証明書の保険期間内に保安基準適合証を交付する場合

① 依頼者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続するものであること。

② 旧保険証明書の保険期間の終了日までに継続検査を申請する場合に更新されることとなる自動車検査証の有効期間の満了する日までの期間の全部と重複するものであること。

③ 依頼者から旧保険証明書の保険期間の終了日までに確実に継続検査を申請するという明示の意思表示のあること。

（2） 旧保険証明書の保険期間が検査の日から15日未満であり、かつ、旧保険証明書の保険期間が満了しているものに保安基準適合証を交付する場合、又は、旧保険証明書の保険期間が検査の日に満了しているものに保安基準適合証を交付する場合

① 依頼者から提示のあった保険証明書の保険期間が、継続検査を申請する場合に更新されることとなる自動車検査証の有効期間の満了する日までの期間の全部と重複するものであること。

② 依頼者から交付にかかわる保安基準適合証について、その日のうちに確実に検査を申請するという明示の意思表示があること。

● 保安基準適合証と自賠責保険の関係（例外）

四国運輸局

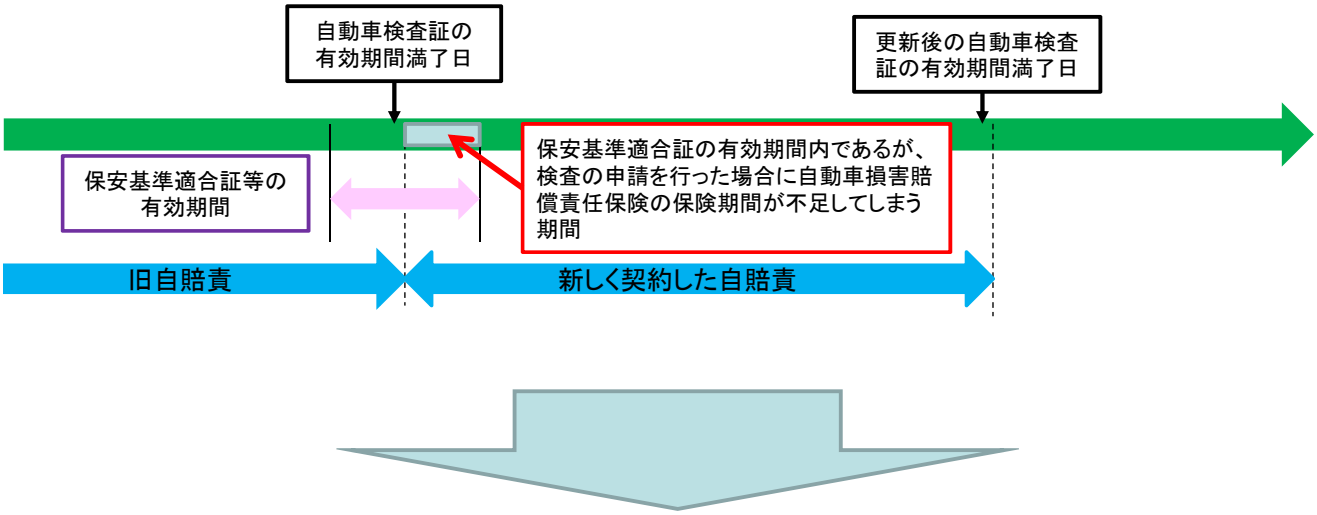

保安基準適合証の所定の欄に「最終の検査申請日」を記載し、確実にその日までに継続検査の申請を行うよう自動車使用者に教示する。

● 最終の検査申請日

★ 「最終の検査申請日」を書き忘れると･･･

「最終の検査申請日」を書き忘れると、保安基準適合証と自動車損害賠償責任保険の関係が満足しなくなるので、自動車損害賠償保障法第９条第７項の違反となります。

★ 「最終の検査申請日」までに検査の申請を行えなかった場合は･･･

やむを得ない事情で、「最終の検査申請日」までに検査の申請を行うことができなかった場合には、自動車損害賠償責任保険を1ヶ月分追加契約が必要となります。

通常は、保安基準適合証等の交付の際に自動車損害賠償責任保険証明書の確認が必要ですので、保険契約日は交付の日以前となりますが、1ヶ月分を追加する保険契約については、交付日以降になります。
また、その際には、保安基準適合証等の保険期間の訂正、証明書番号、保険会社及び保険契約者名の追加、最終の検査申請日欄の抹消が必要となります。

よくある質問にお答えします

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Q1　中古新規の保安基準適合証交付時の注意点

四国運輸局

現車提示の必要な貨物自動車に保安基準適合証を交付しようと思いますが、どんなところに気をつければいいですか？

中古新規の場合で、保安基準適合証の交付により現車の提示が省略できるのは、構造等に関する事項に変更の無い、乗用自動車、軽自動車、小型二輪自動車、最大積載量が1トン以下で車体の形状が「バン」又は「三輪バン」の小型貨物自動車となっています。
保安基準適合証を交付しようとする自動車と、その自動車の登録識別情報等通知書（一時抹消謄本）又は自動車検査証返納証明書に記載された事項と**相違が無いことを確認**してください。
具体的には、寸法についてはメジャー等を使って確認して、重量は重量計で確認することとなります。標準車と変更がない等の場合、目視によって重量に変更の無いことを確認してもかまいませんが、現車確認の際に指摘されるケースも多いので、重量が変わっているかどうかがはっきりしない場合は、保安基準適合証の交付を行わず持込検査としてください。

参考
平成27年6月24日に道路運送車両法の改正が公布され、中古新規検査時の保安基準適合証交付による現車提示の省略ができる範囲が上記のとおり拡大されました。
また、これまでは**事業用**で一時抹消されている自動車を**自家用**で新規検査を受ける場合、また、その逆も保安基準適合証を交付することができませんでしたが、**乗車定員11人以上のもの以外の自動車について、自家用、事業用の別があっても保安基準適合証を交付することができるようになりました。**

Q2　保安基準適合証等の書き損じた場合

四国運輸局

保安基準適合証、保安基準適合標章を書き損じた場合、どのように処理すればいいですか？

① 適合証又は適合標章を書き損じた場合（訂正にあたり記載事項の識別が困難となるおそれが場合を含む）は、記載面（適合証の場合、事業者の名称、自動車検査員の氏名、自動車登録番号等を記載する側の面。適合標章の場合も、同様の面）を朱抹（赤色の×印）し、「走行距離計表示値」欄の下方に書損理由（例：自動車登録番号の記載誤り等）を記載し、適合証又は適合標章を適合証綴から切り離さず、適合証（控）とともに保存しておいてください。

② 書き損じた場合を含め、適合標章を交付しないときは、適合標章の表示面（適合標章の有効期間を記載する側の面）を朱抹（赤色の×印）し、適合標章を適合証綴から切り離さず、適合証（控）とともに保存しておいてください。

Q3　保安基準適合証の有効期間が過ぎた場合

四国運輸局

保安基準適合証の有効期間が過ぎてしまった車両は、どうすれば良いですか？

① 保安基準適合証の提出による検査申請ができないときは、認証扱いにして、運輸支局（軽自動車については、軽自動車検査協会）に当該自動車を提示して検査を受けてください。なお、指定整備記録簿は、そのまま使用してください。

② 適合証は、『有効期間切れ（持ち込み検査）』等と理由を記載し、保存しておいてください。

Q4　自動車検査員が実施可能な作業

四国運輸局

自動車検査員が実施可能な作業は、どのようなものがありますか？

1.　指定自動車整備事業者は、検査作業と整備作業が分業されていなければなりません。そのため、自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業の実務に直接従事してはなりません。
2.　ただし、次に掲げる作業については、行うことが可能です。

①点検するために不可欠な作業
・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成7年運輸省告示第342号）に例示してある点検作業の範囲

②点検に付随する軽微な作業
・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂
・増し締め

③点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換作業又は補充作業
・シャシ各部への給油脂
・油脂液類の補充（交換は否）
・点火プラグ、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルター、ディストリビュータ・キャップ、バルブ、ヒューズ、ワイパー・ブレード、ゴムの交換
・タイヤの交換（位置交換など）

④点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業
・前照灯の照射方向、点火時期、タイヤの空気圧の調整
・アイドリング、CO・HCの整備

Q5　不正改造車が入庫した場合

四国運輸局

定期点検整備（車検以外）等のため入庫した自動車が、不正改造車であった場合どのように対応すればいいですか？

以下は対応の一例です。
社内で方針を決めておき、人によって対応が異なることがないように注意してください。
また、応じるか応じないかは事業者の判断になります。

①　不正改造車が車検以外で入庫した場合には、自動車の使用者に不正改造（保安基準不適合）箇所の説明を行います。

②　自動車の使用者に、不正改造（保安基準不適合）箇所にかかる修復の内容、費用等の説明を行い、同意が得られた場合は修復作業を先に行い、それから定期点検整備等の作業を行います。
その際、後のトラブル防止のためにも修復前後の写真を残しておく方が良いでしょう。
全ての作業が終わったら、分解整備記録簿を作成して自動車の使用者に交付します。
分解整備記録簿には、不正改造（保安基準不適合）箇所の修復内容についても記載しておきましょう。

③　自動車の使用者が、不正改造（保安基準不適合）箇所の修復を拒んだ場合は入庫をお断りすることも可能ですが、作業依頼の内容が安全な走行に問題が発生するような部位である場合には、その部位のみの作業を受けることを十分に説明し、作業を行ってください。
また、その旨を概算見積書や分解整備記録簿にしっかり記載しておいてください。

Q6　保安基準適合証の使用者欄の記載

四国運輸局

中古新規の保安基準適合証を交付したいのですが、保安基準適合証の使用者欄には誰の氏名等を記載すればいいですか？

① 中古新規検査のために保安基準適合証を交付する場合は、新しい使用者が決まっていますので、新しい使用者の方の氏名等と住所を記載してください。
② 予備検査のために保安基準適合証を交付する場合は、新しい使用者が決まっていませんので、所有者の方の氏名等と住所を記載してください。
③ 中古車で一時抹消状態ではない自動車（名義変更と継続検査を併せて行う場合）に保安基準適合証を交付する場合は、保安基準適合証を交付する際に自動車検査証に記載された使用者の方の氏名等及び住所を記載してください。

Q7　指定整備記録簿の制動力の判定

四国運輸局

指定整備記録簿の制動力の判定値の端数処理はどうすればいいですか？

制動力の判定値については、不利な条件となるように端数処理をします。
① **制動力の総和、後軸重の制動力、駐車制動力**の判定値については、次により処理します。
%で判定する場合は、小数点第2位以下を**切り捨て**します。

53．33%　→　53．3%

N／kgで判定する場合は、小数点第3位以下を**切り捨て**します。

5．226N／kg　→　5．22N／kg

② **各軸の左右差**の判定値については、次により処理します。
%で判定する場合は、小数点第2位以下を**切り上げ**します。

1．379%　→　1．4%

N／kgで判定する場合は、小数点第3位以下を**切り上げ**します。

0．1351N／kg　→　0．14N／kg

注意
N（ニュートン）で表示されるブレーキテスタの表示器に記載された単位が「daN（デカニュートン）」になっていませんか？「daN」とは「10N」のことです。
したがって、指定整備記録簿に制動力を記載する際には、表示された数値に「0」を追加しましょう。
表示された数値「523」 →　指定整備記録簿に記載する数値「5230」

Q8　後部反射器と尾灯、制動灯の兼用（その１）

四国運輸局

最近、後付部品として後部反射器が尾灯として点灯したり、制動灯と連動して点灯するものがありますが、基準の適合性についてどう判断すればいいですか？

後部反射器、尾灯、制動灯のそれぞれの基準に適合していれば、問題ありません。
以下に、平成18年1月1日以降に製作された自動車の大まかな基準を記載しています。詳しくは、道路運送車両の保安基準、審査事務規程でご確認下さい。
なお、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車、平成17年12月31日以前に製作された自動車の基準は異なりますので、ご注意下さい。

後部反射器の基準
夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものとして、反射部の大きさが10平方センチメートル以上であること。
反射光の色が赤色であること。
取付位置は、反射部の上縁の高さが地上1．5m以下、下縁の高さが地上0．25m以上、反射部の最外縁が、自動車の最外側から0．4m以内であること等。

Q9　後部反射器と尾灯、制動灯の兼用（その２）

四国運輸局

尾灯の基準（乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3．5t以下の貨物車）
・夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものとして、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15平方センチメートル以上であること。
・灯光の色が赤色であること。
・取付位置は、照明部の上縁の高さが地上2．1m以下、下縁の高さが地上0．35m以上、照明部の最外縁が、自動車の最外側から0．4m以内であること等。
・取付個数の制限はありません。

制動灯の基準（乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3．5t以下の貨物車）
・昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものとして、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20平方センチメートル以上であること。
・尾灯と兼用の場合は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上であること。
・灯光の色が赤色であること。
・取付位置は、照明部の上縁の高さが地上2．1m以下、下縁の高さが地上0．35m以上、照明部の最外縁が、自動車の最外側から0．4m以内であること等。
・取付個数の制限はありません。

Q10　直前直左鏡の取り外し

直前直左鏡を取り外していますが、基準に適合しますか？

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ1ｍ直径30cmの円柱を確認できる鏡その他の装置を備えなければなりません。（次図参照）
ただし、運転者が運転者席において当該円柱を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車は除かれます。
ここでは、車両総重量が8t以上、最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの等は除いて説明します。

直前直左鏡の取り付けは、平成19年1月1日以降に製作された自動車が対象となります。
ただし、平成17年1月1日以降に、①指定を受けた型式指定自動車、②新型届出による取扱いを受けた自動車、③輸入自動車特別取扱を受けた自動車についても対象となります。
したがって、上記の日以降に製作された自動車は、直前直左鏡を取り外すことができませんが、鏡に代えて、カメラの取り付けにより規定範囲内の円柱が確認できる場合は、基準に適合します。

また、以下のものは取付けが**不適切な鏡**となります。
① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
② 他の部品（作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置に係るものを除く。）との共締めのみにより取付けられているもの
③ 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの

Q10　直前直左鏡の取り外し（参考図）

四国運輸局

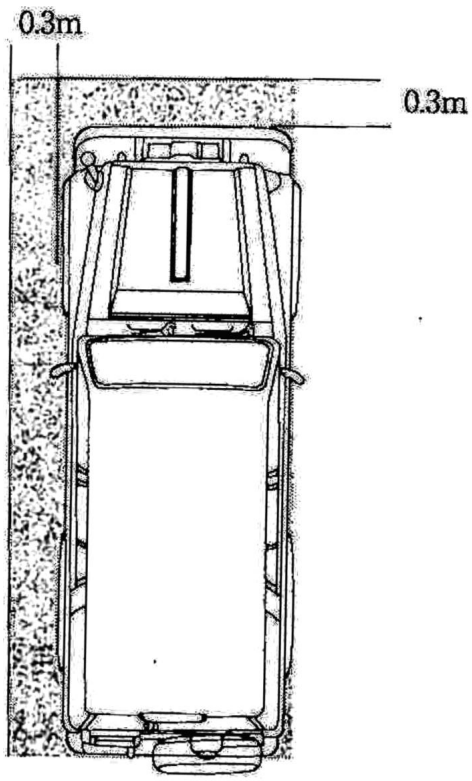

左ハンドル車は、自動車の右側面が確認できなければなりません

Q11　前面ガラス等に貼っていいもの

四国運輸局

助手席側のフロントガラス上部20%の範囲内に化粧鏡を吸盤で取り付けていますが、基準に適合しますか？

フロントガラス上部20%の範囲内であっても、取付けすることはできません。

前面の窓ガラスに貼付することが認められているものは以下のとおりです。

・整備命令標章　・臨時検査合格標章　・検査標章　・自賠法の保険標章
・保安基準適合標章（二つ折り様式に限る）　・道交法の故障車両標章
・車室内に備える貼付式の後写鏡　・ETC、VICS他　・ドライブレコーダ
・タクシーの防犯カメラ
・車間測定器　・雨滴感知器　・受光感知器　・公共の電波受信のためのアンテナ
・窓ふき器の凍結を防止する機器
・装着され、貼り付けられ、塗装又は塗装された状態において透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が70%以上であるもの
・その他、国土交通大臣が指定したもの

注意
運転席の側面ガラス、助手席の側面ガラスにも一定の条件の下で貼り付けが認められているものがあります。

Q12　その他の灯火

四国運輸局

規定外の灯火器が装着されていますが、基準に適合しますか？

規定外の灯火器が装着されている場合は、灯光の色や明るさ、取付位置に注意して判断します。禁止されている灯火等については、次のとおりです。ここでは、一例を掲載しておりますので詳しくは審査事務規程でご確認下さい。

赤色灯火器　→　尾灯、制動灯、側方灯、後部霧灯などを除いて、すべての面に取り付けることができません。
橙色灯火器　→　方向指示器などを除いて、後方へ照射または表示する灯火で、灯火器の照明部の上縁が地上2．5m以下のものは取り付けることができません。
白色灯火器　→　後方へ照射または表示する灯火で、後退灯、番号灯、室内照明など以外は取り付けることができません。
黄緑灯火器　→　自動車の前面ガラスの上方に取り付けることができません。
青紫灯火器　→　自動車の前面ガラスの上方に取り付けることができません。
点滅増減灯火　→　方向指示器、緊急自動車の警光灯など以外は取り付けできません。また、LEDで色が変化するものも取り付けできません。
反射器　→　赤色反射器を前面から見える位置、白色反射器を後面から見える位置に取り付けることができません。
光度の制限　→　前照灯、前部霧灯、制動灯、方向指示器など以外は、光度が300cd以下でなければなりません。（製作年により基準が異なる場合がありますのでご注意下さい。）
連動の制限　→　例えば車幅灯と連動して点灯する灯火は備えても問題ありませんが、制動灯や後退灯、方向指示器と連動して点灯する灯火は取り付けできません。

Q13　サンバイザモニター、ヘッドレストモニター

ルームミラー、サンバイザ、ヘッドレストがモニター付に変更されていますが、基準に適合しますか？

ルームミラーについては、「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準（保安基準第44条）」に、**サンバイザ**については、「サンバイザの衝撃吸収の技術基準（保安基準第20条）」に、**ヘッドレスト**については、「頭部後傾抑止装置の技術基準（保安基準第22条の4）」及び「座席及び座席取付け装置の技術基準（保安基準第21条）」にそれぞれ適合していることが必要です。

適合しているかどうかを確認するためには、技術基準適合証明書等を確認する必要があります。
ルームミラー及びサンバイザについては、保安基準上は「取り付けられている場合には、技術基準に適合していなければならない」となっていますので、取り外すことにより基準の適用を受けなくなります。
ヘッドレストは、「備えなければならない」となっていますので、技術基準適合証明書等がない場合は、標準に戻さなければなりません。

監査での代表的な指摘事項

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1　行政処分等について（法律）

四国運輸局

指定自動車整備事業者に対する行政処分等について、法律では以下のように定められています。

道路運送車両法第94条の4第4項
　地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

→ **自動車検査員の解任命令**

道路運送車両法第94条の8第1項
　地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

→ **保安基準適合証等の交付停止、指定の取り消し**

2 行政処分等について（通達）

四国運輸局

また、指定自動車整備事業者に対する行政処分等について、通達では以下のように定められています。

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について
（平成18年3月2日付け　国自整第126号　自動車交通局長通達）

→ 行政処分等を行う場合の基準、保安基準適合証等交付停止の日数等を定めています

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて
（平成18年3月2日付け　国自整第127号　自動車交通局技術安全部整備課長通達）

→ 指定自動車整備事業等の違反事例に対する違反点数等を定めています

参考
これらの通達は、四国運輸局のホームページに掲載されており、誰でも自由に見ることができます。
また、自動車検査員必携（四国自動車整備振興会連合会作成）にも掲載されています。

3 代表的な指摘事項の事例

四国運輸局

立入監査を実施した際、車両置場に不正改造車があり、当該事業者の関係書類を確認したところ、直近に当該事業者において保安基準適合証等が交付されており、自動車検査証の有効期間が更新されていることが判明した。
また、自動車検査員に確認したところ、不正改造状態であることを認識しているにもかかわらず、保安基準適合証に証明したことが判明した。

① 不正改造状態で保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

→ **45点／台（5台以上は指定の取消し）**

② 自動車検査員が不正改造状態であるにもかかわらず、保安基準適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

→ **自動車検査員の解任命令の対象**

4　代表的な指摘事項の事例

四国運輸局

立入監査を実施した際、車両置場に保安基準不適合状態（制動灯及び尾灯の破損、最大積載量の表示無し等）の車両があり、当該事業者の関係書類を確認したところ、保安基準不適合状態であるにもかかわらず、当該事業者において保安基準適合証等が交付されていることが判明した。
また、自動車検査員に確認したところ、保安基準不適合状態であることを認識しているにもかかわらず、保安基準適合証に証明したことが判明した。

① 故意により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

→ **30点／台**

② 自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず、保安基準適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

→ **自動車検査員の解任命令の対象**

5　代表的な指摘事項の事例

四国運輸局

立入監査を実施した際、車両置場に自動車登録番号標が取り外されている車両があり、ルーフラックが取り付けられている状態であった。当該事業者の関係書類を確認したところ、登録識別情報等通知書の記載内容（高さ）と相違しているにもかかわらず、当該事業者において保安基準適合証等が交付されていることが判明した。
また、自動車検査員に確認したところ、同一性の相違する自動車であることを認識しているにもかかわらず、保安基準適合証に証明したことが判明した。

① 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

→ **20点／台**

② 自動車検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず、保安基準適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の5第5項違反）

→ **自動車検査員の解任命令の対象**

6　代表的な指摘事項の事例

四国運輸局

立入監査を実施した際、当該事業者の関係書類を確認したところ、オパシ測定車に対して黒煙測定による検査を実施していたにもかかわらず、当該事業者において保安基準適合証等が交付されていることが判明した。
また、自動車検査員に確認したところ、上記の検査について、審査事務規程と異なる方法で検査を行い、検査の一部を実施せず（故意以外）、保安基準適合証に証明したことが判明した。

① 故意以外により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

→ 10点×違反台数に応じた係数（例：違反台数が10台であれば係数は2）

② 自動車検査員が検査していないにもかかわらず、保安基準適合証に証明した
（検査一部未実施を含む）
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

→ 自動車検査員の解任命令の対象

7　代表的な指摘事項の事例

四国運輸局

継続検査の窓口において、自賠責保険の期間が足りない（保険期間の不足は一部の期間）ため事業者に確認したところ、自賠責保険の期間が不足した状態で保安基準適合証を交付したことが判明し、立入監査を行いその事実を確認した。

保安基準適合証の交付日から当該保安基準適合証により更新される車検有効期間の満了までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の8第1項第5号違反）

→ 10点／台

整 備 事 業 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設　　問	回答
1	対象とする自動車の種類が「普通自動車（中型）」であり、「大型特殊自動車」を対象としない指定自動車整備事業場には、工員が5人以上必要である。	
2	黒煙測定器又はオパシメータを用いて行う検査について、完成検査場ではなく、屋内現車作業場で検査を行った。	
3	指定整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、15日以内に運輸支局長に報告しなければならない。	
4	自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令（指定自動車整備事業規則第4条の2）で定める要件を備えるものについては、この限りでない。	
5	継続検査を行う場合であって、自動車検査員は自動車に打刻している車台番号及び原動機に打刻している原動機型式と当該自動車に係る自動車検査証に記載された車台番号及び原動機型式とが相違がないかどうかの確認をせず、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。	
6	一時抹消登録を受けた小型乗用自動車のコイルスプリングが変更され、登録識別情報等通知書に記録された高さより5cm高くなっていたが、コイルスプリングは指定部品であり、保安基準に適合していたので保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。	
7	法第94条の5第4項の点検及び検査を、複数の自動車検査員が分担して実施した場合の自動車検査員の証明欄には、保安基準適合証に最後に検査の実務を実施した自動車検査員のみの氏名を記名し押印した。	
8	保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合には、不正使用防止の観点から、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離し、記載面を朱抹し廃棄しなければならない。	
9	平成28年9月10日に自動車検査証の有効期間が満了する有効期間2年の自動車の完成検査を平成28年9月8日に行い、平成28年9月9日に保安基準適合証を交付する場合、当該自動車の自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が平成26年9月11日から平成30年9月11日の場合の最終検査申請日は、平成28年9月11日である。	
10	地方運輸局長は、指定自動車整備事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令、又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。	

整 備 事 業 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	指定に係る基準の内、工員数要件で工員は4人以上必要となっていますが、対象とする自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30名以上（大型特殊自動車を含む）の車両が含まれる場合は工員が5人以上必要となります。 【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）】
2	○	音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査については、屋内現車作業場で行って差し支えありません。 【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）】
3	×	自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、速やかに運輸支局長に報告しなければなりません。また、当該機械器具が再校正により技術基準に適合するまでの間は、検査に使用してはなりません。 【自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の取扱いについて】
4	○	自動車検査員を兼任する場合は、以下の要件を満足しなければなりません。 1．兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあっては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置であること。 2．兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。 【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）】
5	×	自動車検査員は、自動車が当該自動車にかかる自動車検査証に記載された事項について事実と相違があると認めるときは、証明をしてはいけません。また、原動機型式に不正な打刻等が無いかも注意しなければなりません。 【指定自動車整備事業規則第7条】

整 備 事 業 関 係

	解答	設問に対する解説
6	×	自動車検査員は、一時抹消登録を受けた自動車について、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録された構造等に関する事項と同一でなければ、証明をしてはなりません。新規検査、継続検査において、それぞれ指定部品の取扱いに注意が必要です。 【道路運送車両法第９４条の５第５項】
7	×	複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、最後に検査の実務を行った自動車検査員の氏名を含めてすべての自動車検査員の記名及び押印をしなければなりません。 【保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて】
8	×	保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合には、不正使用防止の観点から、記載面を朱抹し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しておかなければなりません。 【保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて】
9	○	自動車使用者から提示された保険証明書の保険期間のまま、保安基準適合証の提出により自動車検査証の有効期間を更新することができる最終の検査申請日を明瞭に記載しなければなりません。 【保安基準適合証、保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて】
10	○	指定自動車整備事業者に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令、指定の取り消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令があります。 【道路運送車両法第９４条の８第１項】 【行政処分等の基準通達】

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設　　問	回答
1	前部霧灯が不点灯状態であることから、当該灯火の電球及び配線のうち、電球を取り外したものは保安基準に適合する。	
2	最高速度が100km/hの貨物の運送の用に供する普通自動車のうち、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の自動車については、速度抑制装置を備えなくてもよい。	
3	専ら砂利、土砂等の運搬に用いる普通貨物自動車で、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m3未満は切り捨て）で除した数値が1.4トン/m3であったので、保安基準に適合とした。	
4	自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識が運転者席の側面ガラスに貼付されていたため、貼付位置を確認したところ標識の上縁の高さがガラス開口部の下縁から１２０mmであり、標識の前縁がガラス開口部の後縁から１２０mmであったので、保安基準に適合とした。	
5	後部に備える側方灯の灯光の色が赤色であったが、尾灯、制動灯と構造上一体となっていたので、保安基準に適合とした（平成１８年１月１日以降製作車）	
6	大型後部反射器が、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と45±5°の角度をなす縞模様のものであり、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、谷形縞模様となるように取付けられていたので、保安基準に適合とした。	
7	小型乗用自動車の後退灯が同時に3個点灯したので、保安基準に不適合とした。（平成２７年１２月３１日以前製作車）	
8	タクシー（乗車定員１０人以下の旅客自動車運送事業用自動車）の、乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近に、とびらの開放方法の表示がされていなかったので、保安基準に不適合とした。	
9	右ハンドルの小型自動車に、運転者が運転者席において当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ、当該自動車に接している高さ1m直径30cmの円柱を確認できる鏡その他の装置が備えられていたので、保安基準に適合とした。	
10	非常口を設けた自動車について、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置が作動していなかったので、保安基準に不適合とした。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	不点灯状態にある灯火について、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されている場合は、保安基準に適合します。（不適切な補修にあたらない） 【審査事務規程４－４（１）②】
2	×	貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度が90km/h以下の自動車を除く）のうち、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の自動車については、確認ランプ等が適正に作動すること、または、速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する封印等が自動車に適正に施されていること等の確認が必要です。 【審査事務規程８－１０－１（１）】
3	×	専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m3未満は切り捨て）で除した数値が普通自動車にあっては1.5トン/m3未満のもの、小型自動車にあっては1.3トン/m3未満のもの、また、さし枠の取付金具を有するものは保安基準に適合しません。 【審査事務規程８－４９－１（１）②】
4	×	自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付されたものであれば、保安基準に適合します。 【審査事務規程８－５２－１－１（１）⑬】
5	○	側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあっては、赤色であってもよいとなっています。構造上一体となっていない又は兼用となっていないものについては、燈色でなければなりません。（平成１８年１月１日以降製作車） 【審査事務規程８－７４－２－１（１）②】

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
6	×	縞模様のものにあっては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取付けられていなければなりません。 【審査事務規程８－８２－３（１）④】
7	○	平成27年12月31日以前製作車について、後退灯の数は、2個以下であることとなっています 平成28年1月1日以降製作車について、長さが6mを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあっては、2個、3個又は4個となっています。 【審査事務規程８－８６－３（１）①】
8	×	平成27年6月12日の基準改正により、乗車定員10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に係る（1）座席の寸法に関する基準（2）通路の幅と高さに関する基準（3）乗降口の大きさ、構造等に関する基準（4）緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間隙等に関する基準が廃止されました。 【審査事務規程８－１１０－１】
9	○	鏡その他の装置の取付に関し、①取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの、② 他の部品との共締めのみにより取付けられているもの③ 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているものについては基準に適合しない。 【審査事務規程８－１００－２（２）】
10	○	幼児専用車及び乗車定員30人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして非常口を設けなければなりません。また、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければなりません。 【審査事務規程８－４８－２（３）】

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年４月

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種など)
			３カ月(別表３)	３カ月(別表４)	６カ月(別表５)	１年(別表６)	１年(別表７)	初回	２回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					１年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					２年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	貨物運送業者のトラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽				●		２年	←	
		二輪					●	３年	２年	
	霊柩	通常タイプ	○					２年	←	霊柩車
		定員11名以上	○					１年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽			○			２年	←	
		定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○					１年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○			２年	１年	マイカー型
		軽			○			２年	←	
		三輪	○					２年	１年	
	二輪	小型			○			２年	１年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○					２年	１年	キャンピング車
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、冷凍冷蔵車
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽			○			２年	←	
	大特	車両総重量８ｔ以上	○					２年	１年	ホイール・クレーン
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		軽				●		２年	←	
		定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
		幼児専用車			○			１年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)
	乗用	普通・小型				●		３年	２年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●		３年	２年	
		三輪			○			２年	←	
	二輪	小型					●	３年	２年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○注1		○注2			２年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		軽				●		２年	←	
	大特	車両総重量８ｔ以上	○					２年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量８ｔ未満			○			２年	←	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		検査対象外軽自動車			○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車

※１．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　○印：１年　　注１　車両総重量８ｔ以上　　注２　車両総重量８ｔ未満